
■ 「オンラインカジノで稼げる」？不審な誘いに乗らないで！

【相談事例1】

SNSで知らない人から突然メッセージがきてやりとりをしていたところ、「オンラインカジノのアフィリエイトで稼げる説明会がある」と誘われた。説明会に行ったところ、「ネットカジノに会員登録してネットカジノを紹介し、その人がカジノに課金した額の数%がマージンとしてもらえる」と説明を受けた。「20日間以内なら解約できる」と言うので断れず登録したが、不審に思ったので止めたい。

【相談事例2】

友人からネットカジノの説明会に誘われ、近くのファミリーレストランに出向いた。「カジノはネット上にあり、オンラインゲームのようなものだ」と言い、「日本では賭博は違法だが、海外サイトなので法律違反にはあたらない」と説明された。ネットカジノの年間売上1%が年2回もらえるし、誰かを誘えばその人が支払った金額の5%がもらえる、という。販売権利を得るために18万円が必要らしいが、怪しい話だ。自分は契約しなかったが、大学では口コミで流行っている。

■ 相手の説明だけを信じて契約することはとても危険です。
十分内容を確認しましょう。

海外のオンラインカジノのサイトであっても、国内から参加した場合は、刑法で定める「賭博罪」に該当する可能性があります。

「紹介料欲しさ」に安易に知人を誘うことは、あなたの信用を低下させ、友人関係を壊すことにもなりかねません。また、誘われた人から損害賠償を請求されることも考えられます。違法・不当な行為につながるおそれのある勧誘に加担しないようにしましょう。

不審な勧誘を受けた時にはすぐに契約せず、家族など信頼できる人に相談し慎重に対応しましょう。また、不安なときには、消費生活センターに相談しましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：188** 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口** ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話： **097-534-0999**

◇ **消費生活特別相談**

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話： **097-534-0999**

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・ 相談電話： **097-536-5000**

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

=====
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook**で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebookに登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>
